

# 平成19年度施政方針(案)概要

## はじめに

開会日に申し上げます。

第四次新居浜市長期総合計画後期戦略プランに沿って、平成19年度の主要な施策について申し上げます。

## 魅力あふれる交流連携のまちづくり

### 1. 中心市街地整備の推進

中心市街地整備の推進につきましては、引き続き、新居浜駅前土地区画整理事業、駅周辺整備計画策定事業に取り組んでまいります。

新居浜駅前土地区画整理事業の平成18年度末までの進捗状況につきましては、施行面積27.8ヘクタールの内、約18ヘクタール余りのエリアが施工済みとなり、区内330戸の内、先行買収分も含め約300戸の移転補償が完了することとなります。平成19年度につきましては、引き続き、道路・上下水道などの公共施設の整備、宅地造成や建物移転を行い、事業の早期完了を目指してまいります。

駅周辺整備計画策定事業につきましては、駅周辺地区整備の望ましいあり方を、平成18年度に引き続き、2か年継続事業として検討してまいりますとともに、同地区に立地を計画しております芸術文化施設につきまして、事業化計画を作成してまいります。なお、計画の作成にあたりましては、実現可能な具体的手法やスケジュールの検討、また社会経済効果を把握するなど実効性のあるものとし、市民・企業・行政が協働で知恵を結集した計画となりますよう取り組んでまいります。

平成20年度から、新たな「まちづくり交付金」を受けるため、駅前土地区画整理事業及び駅周辺整備等を含めた都市再生整備計画を策定いたします。

### 2. 近代化産業ロマンの息づくまちづくり

近代化産業ロマンの息づくまちづくりにつきましては、近代化産業遺産保存活用事業、近代化産業遺産情報発信事業など、近代化に携たずさわった人々の歴史、精神の伝承、発信に努めてまいります。

市内に広く点在する近代化産業遺産群につきましては、所有者の方をはじめ関係者との連絡を密にし、登録有形文化財をはじめとする文化財が増えますよう取り組んでまいります。その積み重ねが「世界遺産」に近づくことになると考えております。特に、星越地区の山田社宅は、我が国に残された社宅群として貴重な景観を今日まで残しておりますが、一部が取り壊されつつあるため、伝統的建造物群としての現況調査を、所有者である住友企業の了解のもとに進めてまいります。これらの世界に誇れる先人の英知と業績を人類の貴重な財産として保存・活用を推進するため、産業遺産活用室を別子銅山文化遺産課に改め、「ものづくりのまち・新居浜」を全国に発信するとともに、未来に向けて継承してまいります。

### **3．国際交流の推進**

国際交流の推進につきましては、平成19年度は、徳州市友好訪問団を迎え、経済文化交流を深めることを通じ、国際理解、異文化理解の促進を図ることとしておりますが、平成4年の交流開始当時とは、友好交流の深まりの程度や時代背景、社会情勢も大きく変化してきております。このようなことから、国際交流基本計画の見直しを図り、民間主体の新しい時代に適応した「新・国際交流基本計画」の平成20年度策定を目指し、準備作業に着手いたします。

国際交流ボランティアの活動支援と人材育成につきましては、引き続き、本市在住の外国人のための日本語教室の開設に取り組み、ホスピタリティー（親切もてなしの心）の向上とボランティアの育成強化を図ってまいります。

### **4．高度情報化の推進**

高度情報化の推進につきましては、地域及び行政における情報化を推進してまいります。

市民生活の情報化につきましては、「県・市町共同電子申請システム」での受付対応手続き数を増やしてまいります。また、パソコンや携帯電話等から公共料金が支払えるマルチペイメントネットワークシステムの利用についても検討してまいります。

行政の情報化につきましては、新基幹業務システムを適切に運用管理することにより、これまで以上に「安全性」、「信頼性」及び「効率性」を高めてまいります。また、現行の財務会計システム及び市内LANにつきましても、適切な運用管理を行ってまいります。

### **5．港湾の整備**

港湾の整備につきましては、引き続き、新居浜港東港地区に公共ふ頭を重点的に整備いたします。この公共ふ頭の内、水深マイナス7.5メートル岸壁につきましては、大規模地震時に対応した耐震強化岸壁であり、国の地震調査委員会において、今後30年以内に50%程度の確率で南海地震の発生が予測されておりますことから、本市の地域防災計画で位置づけた緊急輸送ネットワークを形成する海上輸送拠点として、平成23年4月の供用開始を目指して整備促進を図ってまいります。平成19年度は、岸壁の整備と合わせまして、前面の泊地<sup>はくち</sup>マイナス7.5メートルにつきましても、浚渫<sup>しゅんせつ</sup>工事を施工いたします。

#### **6. 豊かな交流による学園都市形成の推進**

豊かな交流による学園都市形成の推進につきましては、新居浜工業高等専門学校と締結した「連携協力協定」に基づき、東予産業創造センター、新居浜商工会議所、新居浜機械産業協同組合などで構成する「産業の振興に関する専門部会」での議論を深めながら、産学官の連携、共同研究の促進を図ってまいります。

#### **7. 都市間交流幹線道路網の整備**

都市間交流幹線道路網の整備につきましては、「一般国道11号新居浜バイパス」の整備は、国の直轄事業として、長田通りから楠中央通りまでの、一日も早い4車線供用に向け、鋭意努力していただいております。今後におきましても、「国道11号新居浜バイパス建設促進期成同盟会」を母体に、早期整備について要望するとともに、市といたしましても、条件整備等積極的に側面的支援を行ってまいります。

主要地方道「新居浜別子山線」につきましては、鹿森ダム北側のループ橋<sup>せいりゅう</sup>（青龍橋<sup>ぼし</sup>）が平成20年度完成予定と伺っております。また、大永山トンネル北側の「つづら折れ工区」、別子山側の「日浦工区」等につきましては、拡幅工事や落石防止対策工事が継続実施されると伺っております。愛媛県におかれましては、合併関連の最重要路線として整備をいただいております。引き続き早期完成に向けて「高知・徳島・愛媛間道路整備促進期成同盟会」を中心に国・県に整備促進を要望してまいります。

主要地方道「壬生川新居浜野田線（都市計画道路「船屋阿島線」）」の平形橋の架け替えにつきましては、先月28日に供用が開始されましたが、右折レーンを確保する平形及び東雲交差点改良工事は、平成19年度完成予定と伺っております。

新居浜インターチェンジから東部工業団地につながる「新居浜東港線（都市計画道路「郷脛の端線」）」につきましては、廃棄物中間処理施設進入道路から県道多

喜浜泉川線までの1.0キロメートルについて、用地買収が進められております。その他、「新居浜港線（都市計画道路「西町中村線」）」「多喜浜泉川線（都市計画道路「駅前郷線」）」「金子中萩停車場線」については順次整備が図られているところであり、早期完成に向けて引き続き「新居浜市主要幹線道路整備促進期成同盟会」を中心に国・県に整備促進を要望してまいります。

市域内幹線道路の整備につきましては、新居浜駅前土地地区画整理事業と一体的に整備する路線としての「新居浜駅菊本線改良事業」を、平成20年度完成を目指し重点的に実施してまいります。

一般国道11号西之端交差点から旧国道までの「西町中村線改良事業」につきましては、平成21年度完成目標に整備するとともに、新居浜インターチェンジから主要地方道新居浜別子山線や上部東西線を結ぶ「角野船木線改良事業」の角野校区327メートル間について平成20年度完成を目指して整備を進めてまいります。

## 人と自然が調和した安心で快適なまちづくり

本市は、平成16年の相次ぐ台風の襲来により各種都市施設が多大な被害を受け、これら、道路や河川・水路などの都市施設の復旧を最優先に施策を進めてまいりました。本年度も引き続き、都市の利便性と安心で潤いにあふれた生活環境の整備や、人と自然と産業が調和した、環境に配慮したまちづくりに取り組んでまいります。

### 1. 循環型社会の構築

循環型社会の構築につきましては、まず、環境基本計画の着実な推進と地球温暖化対策など地球環境問題への取り組みを進めてまいります。また、環境保全行動計画及び地球温暖化対策率先行動計画の執行管理に努め、市の事務事業における環境負荷低減を図るとともに、市民や事業者の協力を求めてまいります。

ごみの発生抑制と減量及びリサイクルの推進につきましては、平成18年4月から実施している9種分別収集の定着を図ってまいります。また、平成20年4月に次期最終処分場の供用開始を予定していることや容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの向上を図る必要がありますことから、雑ごみ、小型破碎ごみ、プラスチックごみなどの収集・処理方法の見直しを検討してまいります。

家庭ごみの有料化につきましては、新居浜市廃棄物減量等推進審議会から、「家庭ごみを有料化することは、公平性の確保、ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみ処理施設の延命化等の効果が期待できることから、新居浜市の場合も今後のごみ

の状況や財政状況など総合的に判断して必要であると認めるが、市民に対して十分に説明責任を果たし、理解を得ることが必要不可欠である。」との答申を受けております。今後におきましては、答申を尊重し、具体的な取り組み内容を検討してまいります。

自然の保全とふれあい空間の創出につきましては、浄化槽設置整備事業として、当初予算で49基を予定しております、水洗化の向上に努めてまいります。

地域環境の美化につきましては、まち美化推進事業として、継続的な啓発、広報活動の推進を図り、環境美化推進員の活動につきましても、積極的に推進し、不法投棄パトロールや放置自動車の処理についての取り組みを引き続き実施してまいります。

廃棄物処理施設の適正管理と計画的整備では、次期最終処分場建設事業につきましては、平成20年4月の供用開始に向けて、国の循環型社会形成推進地域計画で承認を受けた交付金事業として建設を進めております。この事業は、平成18年度・19年度の2か年継続事業として、敷地造成、電気設備、台船工事等の本体工事に着手しており、平成19年度には、関連工事として、清掃センター敷地内に雑ごみ選別ラインの新設、及び進入道路整備を行ってまいります。

## **2．市民環境保全活動の推進**

市民環境保全活動の推進につきましては、環境市民会議を設置して環境基本計画などを円滑に推進してまいります。

## **3．快適な生活空間の形成**

生活道路、公園緑地、住宅整備などの快適な生活空間の形成につきましては、市民参加による都市基盤整備の推進として、本市の交通戦略プランを作成するための都市交通計画策定事業を、平成18年度からの3か年事業として取り組んでおり、平成19年度はパーソントリップ調査などの交通実態調査を行ってまいります。

適正かつ合理的な土地利用の推進誘導につきましては、平成18年度に策定いたしました都市計画マスタープランに基づき、用途地域及び特定用途制限地域の見直しを行い、適正かつ合理的な土地誘導を図ってまいります。

生活道路の充実につきましては、「道路緊急舗装等事業」として、平成18年度に実施した市道の現況調査結果を踏まえて、平成19年度から3年計画で、優先度の高い路線から路面の再舗装等に取り組み、市民の安全性と利便性の向上を図ってまいります。また、別子山村との合併に伴う新市建設計画に位置付けられている<sup>かげち</sup>陰地

線、河又東平線を改良するとともに、自転車や歩行者の快適空間づくりのため、旧住友鉄道跡地を利用した自転車歩行者専用道路としての「滝の宮山根線整備事業」や県の尻無川河川整備に合わせた市道金栄橋通り線に架かります桜内橋の架け替え工事を、それぞれ平成18年度に引き続き実施してまいります。

大島島民の生活航路であります渡海船につきましては、さらに利用者の利便性の向上を図るとともに、安定した運航に努めてまいります。

公園緑地の整備と緑化推進につきましては、新高橋から城下橋までの国領川河川敷公園（国領川緑地）について、総合健康運動公園の一部としての位置付けを行い、引き続き関係機関との協議を踏まえ、スポーツ・レクリエーションなどの利用に供するよう、さらなる利便性・安全性の向上を図ってまいります。

既存の公園緑地につきましては、地域住民や利用者とともに安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理の充実を図ってまいります。特に、中央公園につきましては、市街地官公庁街の中心にあり、新居浜市の顔として重要な公園でありますことから、老朽化している噴水の整備を行ってまいります。

住宅の整備につきましては、市営住宅整備事業、市営住宅改善事業を実施し、LPガス供給設備の更新、屋上防水改修工事、老朽化したバルコニーの手摺<sup>てすり</sup>を改修してまいります。また、高齢化の進展に対応するため、高齢者向けの優良賃貸住宅の建設を支援してまいります。次に、近年、南海地震の発生が懸念されておりますことから、市民の皆様には耐震改修の必要性を認識いただき、耐震改修を促進するための木造住宅耐震診断事業を実施し、耐震診断費用の補助を行ってまいります。次に、用途の指定のない地域に日影による建築物の高さ制限を設けるなど、地域の多様なニーズに十分対応できる体制を整備し、業務の効率化と市民サービスの向上を図ってまいります。

別子山地域におきましては、産業の担い手育成及び定住促進のため活性化推進住宅の整備に取り組んでまいります。

#### **4 . 水環境の向上**

水環境の向上につきましては、水資源の安定確保として、節水型のまちづくりを推進する必要があります。そのため、地下水位の観測を引き続き実施してまいりますとともに、節水の啓発など水資源の安定確保に努めてまいります。

安全な上水道の安定供給につきましては、各給水区の幹線老朽配水管の更新や耐震化を推進し、施設の維持管理を適切に行い、ライフライン機能の強化、充実を図

ってまいります。また、平成18年度に予備水源として整備した「天神の木」水源<sup>てんじん</sup>地を恒常的に活用し、取水能力を高めるとともに、水質の保全対応策を構築するために水道事業経営変更認可申請を行い、安全で良質な水を安定供給してまいります。さらに、簡易水道事業を運営している「岸ノ下水道組合」につきましては、平成19年度、20年度の2か年で統合してまいります。

瀬戸・寿上水道問題につきましては、早期の解決を目指し、全力を尽くしてまいります。

工業用水道につきましては、恒常的、安定的な受水の確保が求められておりますことから、取水設備の整備、電気計装設備の改修を行い、監視体制の充実を図り、台風等集中豪雨や工事に伴う給水停止等の作業を迅速・安全に行うとともに、土地区画整理事業に関連して配水管を布設替するなど施設の適切な管理を行い、工業用水道の安定供給に努めてまいります。

愛媛県西条地区工業用水道につきましては、愛媛県及び西条市と緊密な連携を取りながら、将来の必要水量の確保などに努めてまいります。

公共下水道普及率の向上につきましては、汚水幹線の整備として国庫補助事業で実施しております管渠等建設事業により、東田汚水幹線と国領汚水幹線の整備を継続してまいります。なお、汚水の面整備につきましては、単独下水道事業により東田、萩生、北内町、清水町など延長約4,463メートル、処理面積約18.8ヘクタールの整備を行い、平成19年度末での人口普及率53.2パーセントを目標にいたしております。

下水道の啓発活動推進につきましては、下水道事業の経営健全化の取り組みとして、未水洗の家庭を訪問し、水洗便所改造資金融資あっせん制度の活用について説明をするなど、水洗化率の向上に努めてまいります。

下水道施設の維持管理・改築更新につきましては、改築事業計画に基づき、国庫補助事業として、下水処理場改築事業を引き続き実施してまいります。平成19年度につきましては、平成18年度からの2か年継続事業として水処理設備・<sup>さんけい</sup>系の<sup>にいけ</sup>2池の更新整備を行うとともに、新たに平成20年度までの2か年継続事業として水処理設備・<sup>さんけい</sup>系の<sup>いちけい</sup>1池の改築更新を行ってまいります。

## **5 . 安心空間の形成**

安心空間の形成につきましては、防災の充実として、愛媛県において、既に砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を実施していただいておりますが、引き続き要望を

行ってまいりますとともに、市が実施しております、がけ崩れ防災対策事業につきましても引き続き積極的に実施してまいります。

浸水解消に向け、公共下水道事業の実施にあたりましては、雨水幹線の整備に重きを置き、効果的な整備を進めてまいります。まず、国庫補助事業として整備をしている管渠等建設事業の雨水幹線として、中央雨水幹線、中萩雨水幹線、国領雨水幹線と喜光地雨水幹線の整備を継続するとともに、新たに南小松原雨水幹線と松神子雨水幹線の整備に着手してまいります。また、雨水の面整備につきましては、単独下水道事業により延長約1,573メートル、排水面積約5.3ヘクタールの整備を行ってまいります。

児童生徒が安心、安全に学校生活を送るために、また、災害時の避難所にも指定している小中学校の体育館や校舎につきましては、平成18年度より耐震補強工事を実施しており、平成19年度におきましても引き続き実施してまいります。

平成18年度に愛媛県が国領川浸水想定区域調査を実施いたしており、この調査結果に加えて内水災害の調査、避難人口の予測、避難経路上の危険箇所の検討を行い、避難時の注意事項などが入った、国領川洪水ハザードマップを平成19年度に作成してまいります。

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難体制の整備を図ってまいります。また、国民保護法（武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律）に基づき、現在策定中の新居浜市国民保護計画の周知を図ってまいります。

自主防災組織の育成強化につきましては、市民と行政が協力して災害に備え、安心できるまちづくりの体制を整備するため、組織率100%を目指すとともに、活動内容や機能の充実を図ってまいります。

消防体制の充実につきましては、平成19年度は、救急体制と警防体制の充実について重点的に推進してまいります。

救急体制の充実につきましては、実働の救急救命士の充実に向け、計画的な養成を図り、高度な救急処置による救命率の向上を目指してまいります。また、南消防署の高規格救急自動車を更新整備し、最新鋭の車両と高度な救命資器材しきざいにより迅速かつ的確な救急活動を実践し、救急体制の充実を図ってまいります。

警防体制の充実につきましては、川東分署の軽小型動力ポンプ付積載車、消防団のポンプ車2台及び小型動力ポンプ付積載車の計4台を更新整備し、消火作業の効



率化を図り、安全で迅速な消火活動により被害の軽減に努めてまいります。また、消防団の組織、機構、設備等の見直しについて検討してまいります。

交通安全対策の推進につきましては、平成18年度に策定した第8次新居浜市交通安全計画に基づき、交通安全意識と交通ルールとマナーの向上を図るため、幼児、児童、生徒、女性から高齢者まで、それぞれの特性を生かし、実態に即した交通安全教育、市民総ぐるみによる運動、交通茶屋等による広報活動などを推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいります。

公衆衛生の向上につきましては、平尾墓園の残り基数が2年程度となっておりますことから、新墓園についての検討を行ってまいります。

## **健康で、生きがいとふれあいがふれるまちづくり**

だれもが健康で相互の思いやりを基本として、高齢者、子ども、障害者（児）などすべての市民が生き生きと暮らし、お互いの人権を尊重するまちづくりを進めてまいります。

### **1. 健康づくりと保健・医療の充実**

健康づくりと保健・医療の充実につきましては、新居浜市健康増進計画「元気プラン新居浜21」の効果的な推進を図り、すべての市民が、健康で明るく元気に生活できるよう、市民の健康づくりを支援してまいります。特に生活習慣病対策として、健康診査等の実施により早期予防に努めてまいります。また、「元気プラン新居浜21」の中間評価を行い、目標達成に向けた見直しを実施してまいります。

就学前の子どもの健康づくりと発達への支援といたしましては、次世代育成支援行動計画に基づく健康支援と食育の充実を図るため、乳幼児の健康相談、1歳6か月児及び3歳児の健康診査、妊産婦・乳幼児家庭訪問指導などを実施してまいります。また、小学校就学前の児童を対象とした歯科医療費の助成を行うほか、少子化対策の一環といたしましても、乳幼児医療助成の更なる拡充について、この厳しい財政状況の中ではありますが、どの段階まで可能か検討してまいりたいと考えております。

救急医療体制の維持につきましては、休日や夜間の緊急時の対策として、在宅当番医制や休日夜間急患センターの運営、無医地区対策として、大島・別子山地区の診療所を運営してまいります。

感染症等の予防対策につきましては、各種の予防接種や結核レントゲン検診を実施してまいります。

## **2．高齢者福祉の充実**

高齢者福祉の充実につきましては、地域包括支援センターを拠点とし、介護予防・総合相談・権利擁護等の包括的な地域支援事業の充実を図り、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を維持できるよう努めてまいります。また、平成19年度から新予防給付マネジメント事業として、軽度者に対する要介護状態の軽減、悪化防止を図ってまいります。

適切かつ効果的なサービスの提供及び介護予防と生きがいづくりの推進につきましては、虚弱高齢者が要介護状態に陥らないよう「介護予防特定高齢者施策事業」を実施してまいります。また、高齢者が地域における適切なサービス等を利用できるよう「総合相談権利擁護事業」を実施するほか、「笑い」の効用に着目した「笑いの介護予防促進事業」等を実施してまいります。さらには、在宅介護者への支援として、「家族介護教室」、「ねたきり老人等衛生品支給事業」、「ねたきり老人等整髪サービス事業」、「ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業」等を実施してまいります。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、徘徊高齢者探索システム端末を貸与する「認知症高齢者見守り事業」のほか「配食サービス委託事業」、「緊急通報体制整備事業」、「見守り推進員設置委託事業」等を実施してまいります。また、慈光園につきましては、快適な居住空間確保のため、エアコン未設置の居室を解消するなど、建替えを見据えた適正な維持管理を行ってまいります。

高齢者の権利擁護につきましては、成年後見制度の利用促進を図るための「成年後見制度利用支援事業」を実施してまいります。

## **3．児童福祉の充実**

児童福祉の充実につきましては、保育サービスの充実として、安心して子どもを生み育てる保育環境づくりを進めるとともに、保育水準の維持向上及び保育環境の整備を図ってまいります。

保育所の民営化につきましては、平成18年度に策定した「新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針」に基づき進めてまいります。特に、児童への影響を考慮して、関係者に対する情報提供や説明及び意見聴取等により、円滑な移行に努めてまいります。また、特別保育事業として、障害児保育・一時保育・病児保育・延長保

育等を引き続き実施し、多様な保育ニーズに対応するとともに、既設保育所整備事業として、金子保育園保育室の床張り替え、民営化を予定している八雲保育園の改修、さらには、全ての公立保育所の幼児室全室にエアコンを設置するなど、保育環境の向上を図ってまいります。

子育て支援総合推進体制の整備につきましては、子育て支援に関する情報の収集及び提供を図るため「子育て支援基盤整備事業」を実施するとともに、ファミリー・サポートセンターの運営等、働く人の子育て支援を図ってまいります。

子どもの権利擁護の推進につきましては、要保護児童対策地域協議会の活用により、児童虐待の防止に努めてまいります。

地域での子育て支援につきましては、「地域子育て支援センター事業」を実施するとともに、放課後児童クラブの実施や児童センターでの諸事業を実施するほか、乳幼児の授乳・オムツ替え等にご利用いただくために公立保育所及び中央児童センターを「赤ちゃん休憩所」として指定するなど、引き続き、地域での子育て支援を実施してまいります。

母子・父子福祉対策につきましては、家庭・婦人相談員、母子自立支援員の設置、母子家庭自立支援給付費の支給などを実施してまいります。

#### **4 . 障害者（児）福祉の充実**

障害者（児）福祉の充実につきましては、全ての人々が地域で支え合い、安心して生き生きと暮らせる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。とりわけ、平成18年10月に本格施行された障害者自立支援法に基づき、障害者福祉サービスを提供するとともに、就労支援の強化を図りながら障害者（児）の居宅生活支援に取り組んでまいります。

在宅サービスの充実につきましては、障害者や家族の日常生活の諸問題の相談に応じ、自立した生活を送るため、市内4箇所に相談支援センターを設置いたします。また、障害児の放課後児童クラブであるタイムケア事業や視覚障害者等の外出支援・聴覚障害者のコミュニケーション支援事業を実施するほか、市政だよりの点字版・朗読版の作成、自動車運転免許取得助成、リフト付福祉バスの運行、点訳朗読などの奉仕員養成講座の開催などの「障害者社会参加促進事業」を実施してまいります。さらに、障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用による特別対策事業の実施について、検討してまいります。

## **5．人権の尊重**

人権の尊重への取り組みにつきましては、本議会で「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」をご審議いただき、さらに人権施策を総合的、効果的に進め、「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」の実現に努めてまいります。

## **6．社会保険制度の充実**

社会保険制度の充実につきましては、介護保険財政の健全な運営として、保険者機能の強化が行われましたことから、より一層の介護給付の適正化に努めてまいります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、医療制度改革が推進される中、平成20年4月から施行される新たな後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて取り組んでまいりますとともに、同じく平成20年4月から医療保険者による生活習慣病の予防を目的とした特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられますことから、実施計画の策定や実施に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

## **7．地域福祉の推進**

地域福祉の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会などと連携しながら、地域の社会資源であるヒト・モノ・カネを有機的に結びつける地域福祉ネットワークづくりを推進してまいります。また、ボランティアセンターや他の中間支援組織と連携し、各種ボランティア団体の組織力やマネジメント機能の強化を図るための活動支援を行ってまいります。

生活保護等低所得者福祉の充実につきましては、要保護者の生活の自立・安定と生活環境の改善を目指し、生活ニーズを的確に把握・分析するとともに、相談指導体制の充実を図ってまいります。

福祉施設の建て替え計画につきましては、福祉のまちづくり審議会からの答申を踏まえて、できる限り早い時期に方針を決定してまいります。

## **にぎわいと活力にみちたまちづくり**

今日まで培ってきた産業の技を活かし、豊かなものづくり、豊かな交流、豊かな生活の構築に向けて取り組んでまいります。

市町村合併による新たな都市の枠組みを踏まえて、西条市、四国中央市などを始めとした広域的な都市間連携を促進しながら施策の遂行に努めるとともに、商業と

農業、工業とサービス業、農林水産業と観光など、各ジャンル間の横断的な施策連携を強め、さらにグローバルビジネスとコミュニティビジネスの双方の振興を視野に入れながら、弾力的で豊かな発想で施策展開を進めてまいります。

### **1. 本市を支える産業の振興**

本市を支える産業の振興につきましては、本市の昨年12月の有効求人倍率は1.69と、四国で最高、全国でもトップクラスになっておりまして、今後とも、東予産業創造センター、新居浜商工会議所、新居浜機械産業協同組合、新居浜工業高等専門学校などと連携しながら、中小企業新事業展開支援事業や中小企業振興条例、中小企業各種融資制度を活用し、中小企業の「創業支援」や「新事業展開」、「既存事業の拡大」、「産学の連携」等のビジネスコーディネート支援を進め、ものづくりを中心とした地域産業の基盤強化に取り組んでまいります。

### **2. 産業を支える人材の育成**

産業を支える人材の育成につきましては、新居浜工業高等専門学校などの教育研究機関と連携しながら、東予産業創造センターが平成17年度に実施しました、製造中核人材育成事業可能性調査事業の成果を活かし、技術者・技能者の確保のため、培われた技術・技能の継承と新たなニーズにマッチした社会人教育の推進体制の整備を行ってまいります。また、次世代の「ものづくり人材育成」のため、小学生への「ものづくり体験教室」を開催し、ものづくり意識の醸成を図ってまいりますとともに、団塊の世代が大量に退職する2007年問題に対応した人材の確保と活用対策やインターンシップ、キャリアアップ教育の推進に努めてまいります。

### **3. 企業誘致・立地の推進**

企業誘致・立地の推進につきましては、企業立地促進条例や中小企業振興条例等の制度を活用し、市内にある既存企業用地や未操業用地などへの企業・事業所の立地斡旋を図ってまいりますとともに、既存企業の新規投資の促進に努め、更なる産業の振興と雇用の拡大に取り組んでまいります。また、都市計画マスタープランに基づきまして、特定用途制限地域における新たな企業立地支援型の地区の設置や幹線道路の沿道幅の見直しを検討し、企業の立地場所の確保を図ってまいります。

### **4. 商業・サービス業の振興**

商業・サービス業の振興につきましては、「まちづくりと連動した商店街形成」として推進している地域再生まちづくり協議会の取り組みについて、市内・市外の

人と販売のネットワークづくりをさらに強めるため、引き続き自主的自立的な商店街づくり・まちづくりを支援してまいります。

## **5．農林水産業の振興**

農林水産業の振興につきましては、農業として、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、地域における食料自給率の向上を目指し、認定農業者の育成と集落営農に重点をおいた取り組みを進めてまいります。また、食の安全を含めた食育や四季菜広場をはじめとした地域内での農産物の消費を目指す地産地消の推進を進めるとともに、これら農産物の観光・物産とのリンクを推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、老朽化した、ため池の整備や土地改良施設の新設改良事業の推進、農業用施設の維持管理によって地域の資源と環境を守る「農地・水環境保全向上対策事業」に取り組んでまいります。

林業につきましては、地域の持続的な林業経営、健全な森林管理体制の確立、地域材の利用拡大を図るため、施業の集約化・機械化による低コスト林業の推進を図ってまいります。また、貯水能力の高い水資源林の造成や地域森林整備の担い手である林業従事者の確保・育成に取り組んでまいります。

水産業につきましては、漁業地域の生活環境の改善のため、老朽化した漁港施設の改修整備、大島漁港の東海岸保全施設整備並びに西海岸治山工事を実施してまいります。また、環境にやさしい漁業を展開するため漁場における廃棄物回収事業、さらには、つくり育てる漁業を推進するため、中間育成放流事業、抱卵ガザミ放流事業、内水面種苗放流事業に漁業者と取り組んでまいります。

農林水産業における新居浜ブランド化につきまして、取り組んでまいります。

## **6．観光・物産の振興**

観光・物産の振興につきましては、本市の海や山の自然、食材、物産に至る観光資源とマイントピア別子に代表される観光施設を結びつけ、観光・物産関係団体と協力して、産業観光、自然散策観光、体験型観光等の観光メニューの整備を図るとともに、ホスピタリティーの向上に努め、観光基盤の充実に取り組んでまいります。また、マイントピア別子、森林公園ゆらぎの森の宣伝活動等の強化を図り、旅行機関等に対して、東予産業観光動線のターミナルである利点を生かし、産業観光と別子山高原リゾート、四季折々の自然と渓谷美の観光ルート「別子・翠波はな街道」を中心とする本市の観光PRを積極的に行い、一層の交流人口の増加を図ってまいります。

新市建設計画に位置付けられている「筏津山荘改築事業」につきましては、経営主体の統合も視野に入れた経営改善を図るとともに、平成18年度の市民懇談会の報告を受けて、基本構想を策定し、事業実施に向けて準備してまいります。また、遠登志付近に公衆トイレを整備し、観光客等への利便性の向上に努めてまいります。

本市の誇る貴重な伝統文化であります太鼓祭りにつきましては、世界に誇れる祭りとして発展させていくために、「平和運行の実現」が不可欠であります。そのため、平和運行に向けた啓発活動、意識改革に積極的に取り組むとともに、観光客誘致に向けて、PR活動を行ってまいります。

特産品の創出につきましては、物産関係者等の特産品創出への取り組みを支援するとともに、地場産品の宣伝普及に努めるほか、各種イベント等への参加により販路拡大を図ってまいります。

## **8．勤労者福祉の充実**

勤労者福祉の充実につきましては、高齢者の働く場を提供するシルバー人材センター事業への支援や、勤労青少年の福利厚生のための勤労青少年ホームの運営支援、勤労者への各種融資に取り組んでまいります。

## **9．消費生活の安定と向上**

消費生活の安定と向上につきましては、消費生活相談の処理業務を充実することにより、市民が悪質商法に遭うのを未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめ、市民生活の安全と利益を守ってまいります。

消費生活改善の推進につきましては、消費生活を取り巻く環境が複雑多様化するなか、自立した消費者を目指すため、消費者講座、消費生活展などを開催し、自立生活者の育成に努めるとともに、広報啓発活動を推進してまいります。

適正な計量の実施につきましては、市民の経済的保護と産業の秩序ある発展のため、計量思想の普及、特定計量器定期検査の実施、<sup>りょうもく</sup>量目立入検査等により計量の適正化を図ってまいります。

## **豊かな心と創造性を育むまちづくり**

私たちを取り巻く社会環境は、少子、高齢化が年々進展し、少子高齢社会が到来しております。また、子どもを取り巻く環境も、いじめ、自殺、そして児童虐待の増加など近年ますます悪化してきております。このような社会情勢を踏まえ、心身

ともに健康で豊かな人間性が育まれる体制や環境づくりの諸施策に取り組んでまいります。

### **1．市民の学習活動の拡充**

市民の学習活動の拡充につきましては、生涯学習のまちづくりの推進のために、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園を中心として、まちづくりやものづくりに関する市民塾の開設、生きがいや健康づくり、そしてリーダー養成などの各種講座を開設し学習機会の提供に努めてまいります。また、講座の企画運営にあたりましては、時代の変化に対応した内容となるよう工夫するとともに、現役世代のメンバー強化により生涯学習推進員等市民スタッフとの協働による「市民が参画する市民のための講座」を目指してまいります。また、公民館活動を通じまして、地域コミュニティの活性化を図るとともに、情報化社会に対応した情報システムの構築、研修機会の充実に努めてまいります。

生涯学習施設の整備・充実といたしましては、図書館、公民館施設の機能充実に努めてまいります。

### **2．家庭教育の推進**

家庭教育の推進につきましては、子育てに不安を抱く学齢期以前の親を対象に、乳幼児期家庭づくり教室等の開催や子育て世代に対する学習機会の拡充、基本的な生活習慣の習得を目指してまいります。また、高齢者の知識や経験を活用し、地域文化の伝承や子育て相談を行ってまいります。

### **3．青少年健全育成の推進**

青少年健全育成の推進につきましては、子どもたちの安全を確保するために、子ども見守り隊の一層の活動充実に努めるなど、地域に根ざした青少年健全育成を進めてまいります。また、放課後や長期休業日の子どもの居場所づくりのための「放課後子どもプラン」の推進、青少年の社会参加、ボランティア活動を促進してまいります。

### **4．学校教育の充実**

学校教育の充実につきましては、地域に開かれた学校を目指し、「学校へ行こう日（デイ）」、「教育懇談会」を実施し、また、特色ある学校づくりを目指し、「夢広がる学校づくり推進事業」、「生きた英語教育推進費」、「にいほまスクールエコ運動」等の実施を通じて、地域と学校とが一体感を持って、地域の方々が魅力を



感じる学校づくりに努めてまいります。

社会の変化に対応した多様な教育の推進につきましては、現在の中高生海外派遣研修を、平成19年度から、派遣対象を中学生とし、また、アメリカのウイスコンシン州フランクリン市との相互交流として実施してまいります。

キャリア教育につきましては、平成16年度から3年間、文部科学省からキャリア教育推進地域指定事業を受け、小学校・中学校・高等学校の連携を図った実践研究に取り組んで参りました。この取り組みをさらに深めるとともに、平成19年度は中学2年生による職場体験学習を、原則、連続5日間実施するキャリア・スタート・ウィークに取り組み、若者の職業観・勤労観の育成を目指してまいります。

児童・生徒の健全育成活動の充実・強化につきましては、緊急に対応が求められている不登校、問題行動等の未然防止と早期対応のために、中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、小学校2校に子どもと親の相談員を配置し、相談活動の充実に努めてまいります。また、不登校児童生徒の基礎学力の定着と向上の方策の一つとしてIT等を活用した学習支援にも取り組んでまいります。さらに、新たに、子どもの自尊感情を高め、暴力から身を守るための教育プログラム(CAP)を各小学校で実施してまいります。

教育環境の整備充実につきましては、先ほど申し上げました小中学校校舎の耐震補強工事とともに、老朽化に対応した施設改修を行ってまいります。また、教育の一環として、学校給食の一層の充実を図ってまいります。

障害児教育の充実・体制の整備につきましては、障害のある児童・生徒の適切な就学を可能とするため、施設整備、学校生活介助員の配置など受け入れ体制の整備を図るとともに、県立養護学校との連携に努めてまいります。また、新たに幼稚園におきましても、障害がある園児の安全及び効果的な指導のため、生活介助員を配置いたします。

## **5. 芸術文化・科学の振興**

芸術文化・科学の振興につきましては、「見る・ふれる・創る」をテーマに、芸術文化、科学の振興を図ってまいります。

芸術文化・科学教育活動の芸術文化・伝統文化の鑑賞機会の拡充につきましては、瀬戸フィルハーモニー交響楽団や、本市出身のミュージシャンによる学校出前コンサートを行い、身近な地域や学校で芸術文化が体験できる諸行事を開催してまいります。また、市制70周年を記念し、特別ゲストを迎えた第5回郷土芸能発表会を

開催するなど、広く市民への芸術文化の鑑賞の機会充実に努めてまいります。

創作・発表環境の整備充実につきましては、市民文化センター大ホール舞台のせり上がり、舞台音響設備の改修などの施設整備をしております。

芸術文化施設の整備・充実の広瀬歴史記念館の充実につきましては、市制70周年記念特別企画展を開催し、重要文化財旧広瀬邸のPRと保存活用に努めてまいります。

郷土美術館の充実につきましては、特別企画展や企画展の開催及び貸館による展覧会、常設展示の実施並びに文化教室、自然散歩の集い、夏休み親子野外教室を実施することにより地域の芸術文化の向上を図っております。

文化財の保護と活用につきましては、指定文化財の保存事業に対する補助を行うほか、普及・啓発を目的とした解説書を発行いたします。また、埋蔵文化財につきましては、保護のための体制整備を進めてまいります。

## **6 . 人権・同和教育の推進**

人権・同和教育の推進につきましては、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を図るため、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、企業、社会教育関係団体などとの連携と協力により、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、市民自らが人権を尊重し、差別を「しない」「させない」「許さない」まちづくりに努めてまいります。

## **7 . スポーツ・レクリエーションの振興**

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、施設・環境整備の充実として、市民体育館競技場入口の床の改修、山根公園屋内プール熱交換器の改修などの施設の整備を実施しております。

生涯スポーツの推進、競技スポーツの向上につきましては、市民体育祭をはじめ、市民歩け歩け大会、スポーツ健康教室などを開催し、全国大会等出場選手への支援を図っておりますとともに、青少年スポーツ活動の推進として、新居浜少年スポーツ大会や各種スポーツ教室、大会の開催に努めてまいります。

広域交流イベントなどの誘致、開催につきましては、平成29年に愛媛県で開催される第72回国民体育大会に向けて、本市において開催可能な種目の調査研究、誘致に努めてまいります。

## ともにつくる自立したまちづくり

自立、共有、公開をキーワードといたしまして、市民、団体、企業及び行政がそれぞれの役割と責任を認識したうえで、互いに連携を深め、協働してまちづくりを推進する体制を整備してまいります。また、広域的視点に立ち、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、効果効率的な行財政運営を図ってまいります。

### **1. 情報公開・共有の充実**

情報公開・共有の充実につきましては、市民と行政がまちの課題を担い合うパートナーという相互補完の関係になるために不可欠なものであります。そのためには、市民への積極的な情報提供を行うとともに、あらゆる手段を用いた対話の推進によりお互いの情報を共有する必要があります。そのための広報広聴施策として、市政だより、ホームページ、新居浜eネット、CATVによる行政広報番組・文字放送、市政懇談会、広聴票、市長への手紙やメール、市政モニター、市政教室、出前講座などに取り組んでおり、昨年9月からは、「わいわいトーク～市長と語ろう～」を始めました。これらを通じまして、多くの市民の皆様に参加していただきたいと考えております。

ホームページにつきましては、市民が使いやすい、わかりやすいものを目指し、全面的に改良を行うこととしております。これに合わせて、有料バナー広告を導入するとともに、市政だよりの有料広告についても検討を進めてまいります。また、地域に密着した情報発信に努め、災害時に有効な広報手段であるコミュニティFMの導入についても検討してまいります。

市民意見提出制度（パブリックコメント制度）、審議会・委員会の委員の公募、会議及びその議事録の公開などにつきましては、引き続き進めてまいります。

### **2. 男女共同参画の推進**

男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画推進条例」並びに「男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画推進週間等における啓発をはじめ、必要な施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。また、委員会・審議会等への女性の参画率を引き続き高めてまいります。

ドメスティック・バイオレンス（配偶者などによる暴力）対策の充実強化につきましては、新居浜市DV（ドメスティック・バイオレンス）対策連絡会議による関係者との連携のもと、ドメスティック・バイオレンスの防止に取り組み、相談業務

の充実をはじめ、被害者の一時保護や緊急避難に要する資金援助などの被害者支援に、なお一層取り組んでまいります。

### **3. 協働によるまちづくり体制の推進**

協働によるまちづくり体制の推進につきましては、協働事業の推進として、平成15年度にスタートしたアダプトプログラム（公共施設里親制度）の取り組みを更に進めるとともに、現在策定を進めている「協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、市民提案制度を創設し、市民活動団体との協働事業を推進してまいります。

推進体制の充実につきましては、全庁的な市民との協働事業推進体制の確立を進めてまいります。

人材の育成・活動の場の提供につきましては、生涯学習大学、高齢者生きがい創造学園の講座・サークル、生涯学習まちづくり市民講座（出前講座）等により、人材の育成や人生体験の中で得られた知識や技術を提供する人材活用を図り、活動の場の提供に努めてまいります。

ネットワークづくりにつきましては、全国で活躍する新居浜出身者及び新居浜関係者のネットワークである全国「にいほま倶楽部」の交流会について、東日本ブロック、西日本ブロックでの開催等の活動を強化し、情報発信や収集に努めてまいります。また、全国生涯学習市町村協議会を活用して、生涯学習の政策研究及び情報交換を図ってまいります。

### **4. 市民の自主活動の促進**

市民の自主活動の促進につきましては、市民活動推進センターの設置として、公益的な市民活動団体への各種支援を行うとともに、市民と行政の協働環境を整備し、公益サービスの担い手としての市民セクターの醸成を図ることを目的とした、新居浜市まちづくり協働オフィス事業を民間委託により引き続き実施し、市民活動団体間の事業連携支援等の充実を図ってまいります。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心である自治会活動の充実のため、自治会館の補修、放送施設の新設、修理、防犯灯の設置に対し、一部補助を実施してまいります。

市民活動への支援につきましては、アダプトプログラムなど、ボランティア活動を支援するとともに、市民活動団体への必要な情報の収集・提供やさまざまな地域団体間のネットワーク化に取り組む「まちづくり協働オフィス」や「新居浜市ボランティア・市民活動センター」との連携を図ってまいります。また、啓発・研修に

よりボランティアやNPOに対する市民や職員の意識改革を行ってまいります。

## **5 . 広域連携の推進**

広域連携の推進につきましては、新市建設計画の着実な推進として、別子山地域における地理的要因による不安感を解消するため、これまでに別子山診療所の開設をはじめ、携帯電話の不感地域解消に向けた移動通信用施設の整備や市街地と別子山地域を直接結ぶバス路線の新規開設、定期運行などの事業に取り組んでまいりました。平成19年度におきましても、定住促進のための別子山短期滞在事業や活性化推進住宅の整備、森林資源を活かすための林道整備などの林業関連事業や耐震性防火水槽の設置、地籍調査事業などの事業を継続して実施し、旧新居浜市との一体化を促進するとともに、市民福祉の向上と別子山地域の活性化への取り組みを進めてまいります。なお、新市建設計画につきましては、平成20年度から25年度までの後期計画について、平成19年度に見直しを実施してまいります。

## **6 . 効果効率的な行財政運営の推進**

効果効率的な行財政運営の推進につきましては、計画行政の推進として、平成18年度から22年度までの第四次新居浜市長期総合計画の後期5年間は、後期戦略プランに沿って、行政、市議会、市民が心を一つにして、6つのまちづくりの目標実現に向けて努めております。後期戦略プランの進行管理を適正に行う基礎資料として、10か年実施計画を策定してまいります。確かな財政計画に裏付けされた歳入準拠の計画とし、行政評価との連動を図りながら常に改善改革を行うとともに、5%の行政経営改革による歳出削減を図り、より効果効率的な計画としてまいります。

効率的な行政運営につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、「行政改革大綱2007」に基づき、着実に取り組んでまいります。

健全な財政運営につきましては、市税の課税として、新システムの導入に伴い、膨大なデータをより効果効率的に処理することにより、課税精度を高め、納税者の信頼確保に努めるとともに、愛媛地方税滞納整理機構と連携し、滞納整理の促進、徴収率の向上を図ってまいります。また、市有財産の有効活用を図るとともに、遊休未利用地については売却処分を促進し、財源の確保を図ってまいります。

水道料金・下水道使用料につきましては、全国のコンビニエンスストアで納付できる体制が整い、3月末納期分から納付できるようになりました。四国内では4番目、県内では初めての取組みであります。また、滞納整理業務につきましても、3

月1日から民間委託を行っており、より効率的な収納を図ってまいります。

意欲あふれる人材の育成につきましては、「新居浜市人材育成方針」に基づき、「コスト意識を持ち、市民の視点で行動できる職員」の育成を図ってまいります。その一環として、「あいさつ運動」を推進し、市民サービスの向上に努めるとともに、新たな行政課題に対応するため、従来の研修に加え、まちづくり等に関する研修に職員を派遣し、幅広い能力の向上を目指してまいります。

質の高い行政サービスの提供につきましては、市民の皆様の利便性向上を図るため、複数の課にまたがっております各種申請、交付、証明業務をできる限り一箇所で行えるようなワンストップサービスによる総合窓口の設置を目指すとともに、一部窓口業務の時間延長など、窓口サービスの改善方策を進めてまいります。

## 市制施行70周年記念事業

記念式典を11月3日に市民文化センターで開催いたしますほか、記念事業として誘致してありましたNHKの全国放送公開番組「NHKのど自慢」が来年2月24日に本市で開催されることが決定しております。そのほか、広瀬歴史記念館特別記念展、新居浜を代表する「太鼓台」「近代化産業遺産」「お手玉」の記念誌の刊行、「こども議会」、協働のまちづくりを推進するためにワークショップ形式による夢のある「新居浜をよりよくしよう！プロジェクト」事業の開催などを予定しております。また、太鼓祭り統一イベントにつきましては、現在、太鼓祭り推進委員会において協議していただいております。

記念事業につきましては、一過性のイベントで終わることなく、市制70周年が本市の新たな出発点となりますような取組みを行い、誇りある、また愛着ある郷土・新居浜のより一層の発展を市民の皆様と一緒に祝いしたいと考えております。

## おわりに

開会日に申し上げます。

